

お知らせ **冷蔵倉庫用家屋を
お持ちの人はご連絡ください**

固定資産評価基準の改正により、所有している倉庫が「冷蔵倉庫用のもの」に該当すると、評価額を計算する減価年数が短くなり、平成24年度から評価額が変わる場合がありますので、冷蔵倉庫用の家屋について調査を進めています。

詳しくは、広報いが市6月15日号または市ホームページをご覧ください。お問い合せください。

【問い合わせ】 課税課
☎ 22-9614 FAX 22-9618

お知らせ **成年後見制度説明会**

「法の日」週間の記念行事として成年後見制度説明会を開催します。成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人について、家庭裁判所が成年後見人などを選び、法律的に支援する制度です。

【と き】
10月26日(水)
午後1時30分～4時

【ところ】
津家庭裁判所 B館4階大会議室

【定員】 40人

【申込方法】
電話予約(受付時間 午前9時～午後4時30分)
※土・日曜日・祝日を除く。

【申込期限】
10月18日(火) ※先着順

【問い合わせ】
津家庭裁判所総務課庶務係
☎ 059-226-4171

～広報いが市～

10月1日号では「インフルエンザの予防接種を受けましょう」などを紹介します。

ご意見をお聞かせください

広報いが市・行政情報番組(ウィークリー伊賀市・文字放送)について、ご意見・ご要望をお聞かせください。

【問い合わせ】 秘書広報課
☎ 22-9636 FAX 22-9617

お知らせ **中学校卒業程度
認定試験の実施**

中学校卒業程度認定試験は、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験です。

合格した人は、高等学校の入学資格が得られます。

【と き】
11月2日(水)
午前10時～午後3時40分

【ところ】 三重県庁講堂棟 3階
第131・第132会議室

【受験資格】
○病気などやむを得ない事由により、保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予または免除された人で、今年度末(平成24年3月31日)までに満15歳以上になる人
○保護者が就学させる義務の猶予または免除を受けず、かつ、今年度末までに満15歳に達する人で、中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由があると文部科学大臣が認めた人
○今年度末までに満16歳以上になる人
○日本国籍がない人で、今年度末までに満15歳以上になる人

【試験科目】
国語・社会・数学・理科・外国語(英語)

【出願期限】 9月28日(水)
※当日消印有効

【問い合わせ】
三重県教育委員会事務局高校教育室
進路指導・入試グループ
☎ 059-224-2913

お知らせ **第2次行財政改革大綱
前期実施計画策定**

第2次伊賀市行財政改革大綱に基づく前期実施計画を策定しました。

この計画は行財政運営を改革・改善するための、行財政改革大綱で定めた5つの重点項目の具体的な取り組み内容です。

【取組期間】
平成23年度～25年度(3年間)

【閲覧方法】
①市ホームページ
②総務課・各支所振興課

【問い合わせ】
総務課
☎ 22-9622 FAX 24-2440

お知らせ **税務証明の申請は
本人確認書類などが必要です**

取税課窓口で証明書を申請するときは、本人になりすました第三者の不正取得や、個人情報漏れることを防止するため、官公署発行の顔写真が貼付された本人確認書類の提示が必要です。

《本人確認書類の例》

- 運転免許証
 - パスポート
 - 住民基本台帳カード(顔写真付き)
 - 外国人登録証明書
- ※これらの本人確認書類をお持ちでない人は、お問い合わせください。

次の場合は本人直筆の委任状が必要です。

- 別居の親族や第三者が、代理で申請する場合(学生で転出している場合も含みます。)
 - 住所が同じでも、世帯分離している場合
- ※被相続人の本籍が市外にある場合は、事前に被相続人の死亡・相続人との続柄の記載のある戸籍(除籍)の交付を受け、窓口で提示してください。

【問い合わせ】
取税課
☎ 22-9615 FAX 22-9618

お知らせ **人権パネル展**

【と き】
10月7日(金)～25日(火)
午前9時～午後5時
※土・日曜日・祝日を除く。

【ところ】
いがまち人権センター

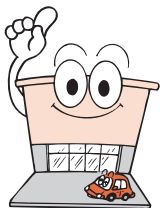
【内容】
「児童労働の現状、取り組み」
児童労働は、子ども時代の大切な時間と教育の機会を失わせ、未来を否定することになる重大な問題で、発展途上国のみならず、先進国にも今なお残っています。発展途上国で人身売買などにより働かされている子どもの数は、全世界で毎年120万人にも及んでいます。

劣悪な環境の下、長時間、低賃金で働かされている子どもたちの現状を紹介します。

【問い合わせ】
いがまち人権センター
☎ 45-4482 FAX 45-9130

お知らせ 土地無料相談会

地価調査基準地価格の公表を受け、広く市民の皆さんに理解と周知を図るため、(社)三重県不動産鑑定士協会による地価などに関する無料相談会を開催します。



【と き】

10月3日(月)
午前9時30分～正午

【ところ】

本庁北庁舎1階 第17会議室

【内容】

地価・地代・家賃・土地利用についての諸問題

【相談員】

(社)三重県不動産鑑定士協会所属の不動産鑑定士

【問い合わせ】

都市計画課
☎ 43-2314 FAX 43-2317

お知らせ 外国人のための
行政書士相談

外国人が日本に長期滞在するには、在留資格(ビザ)の取得が必要です。また、特別な場合を除いて、ビザには有効期限があり、更新が必要です。市民生活課では、三重県行政書士会伊賀支部の協力で、月1回、外国人のための行政書士相談を開催しています。

在留資格(ビザ)の取得・更新・変更、国際結婚、帰化などでお悩みの人は、お気軽にご相談ください。

【と き】

毎月第1木曜日
午後1時～4時 ※祝日を除く。

【定員】

6人 ※先着順(予約優先)

【申込先・問い合わせ】

市民生活課
☎ 22-9702



お知らせ 司法書士・土地家屋調査士
合同無料法律相談会

【と き】

10月1日(土)
午前10時～午後2時30分
※受付終了時刻：午後2時

【ところ】

伊賀市文化会館 1階多目的室

【内容】

不動産の名義変更(売買・相続・贈与など)・遺言・成年後見・土地境界などに関するトラブルについて三重県司法書士会伊賀支部、三重県土地家屋調査士会伊賀支部が合同で開催します。
※事前申込不要

【問い合わせ】

三重県司法書士会事務局
☎ 059-224-5171
市民生活課
☎ 22-9638 FAX 22-9641

重度障害者(児)福祉手当をご存じですか

《重度障害者福祉手当》

【要件】 ①～④のすべてに該当する人

- ① 次のいずれかの手帳を持っている人
 - 身体障害者手帳1～3級
 - 療育手帳A1(最重度)・A2(重度)・B1(中度)
 - 精神障害者保健福祉手帳1級
- ② 在宅で常時床にしている状態または外出困難な状態
- ③ 家族などほかの人の介護を必要とする程度の障がい
- ④ 20歳以上の人

【支給額】

月額3,000円

※次に該当する場合は支給されません。

- ① 特別障害者手当・経過的福祉手当(いずれも国の手当)または寝たきり高齢者等福祉手当*の受給資格がある
- ② 病院や診療所に3カ月以上継続して入院している

【支給月】

年2回(4月・10月)

【受給の請求】

本人からの請求により支給されますが、認定については本人の障がいの状態や介護の状況について審査を行うなどの規定があります。

《重度障害児福祉手当》

【要件】 ①②の両方に該当する人

- ① 次のいずれかの手帳を持っている児童の保護者
 - 身体障害者手帳1～3級
 - 療育手帳A1(最重度)・A2(重度)・B1(中度)
 - 精神障害者保健福祉手帳1級
- ② 3歳以上20歳未満の人

【支給額】

月額5,000円

※障害児福祉手当(国の手当)の受給資格がある場合は支給されません。

【支給月】

年2回(4月・10月)

【受給の請求】

保護者からの請求により支給されます。

状況届の提出をお忘れなく!

現在、重度障害者福祉手当・重度障害児福祉手当を受給している人は、受給資格確認のために状況届を必ず提出してください。

【提出期限】

9月30日(金) ※期限厳守

【申請先・提出先・問い合わせ】 障がい福祉課 ☎ 22-9656 FAX 22-9662
各支所住民福祉課

*寝たきり高齢者等福祉手当の詳細い内容についてはお問い合わせください。

【問い合わせ】 介護高齢福祉課 22-9634 FAX 26-3950